平成 21 年 2 月 9 日

各 位

<不動産投資信託証券発行者名>

Re ジャパンリアルエステイト投資法人 代表者名 執行役員 山碕 建人 (コード番号 8952)

<資産運用会社名>
ジャパンリアルエステイトアセットマネジ・メント株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒畑 和彦
問合せ先 企画部長 木村 透
TEL. 03-3211-7921

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

当投資法人は、平成21年1月16日付け日本経済新聞にて公告の通り、平成21年3月17日に第5回投資主総会を開催する予定であり、平成21年2月9日開催の役員会において、 規約変更及び役員選任に関し下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会の議案であり、平成 21 年 3 月 17 日に開催される当 投資法人の第 5 回投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

- 1. 規約変更の主な内容及び理由
 - (1) 第1号議案 規約一部変更の件(その1)
 - ① 以下の法令改正及び施行に伴い、規約全般につき、関係法令との字句の統一、規定の整備・変更等を行うものであります。
 - ・「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 19 年 9 月 30 日施行)による「証券 取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の整備・改正
 - ・「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成21年1月5日施行)による、いわゆる「投資証券の電子化」の施行
 - ② 投資主の皆様による電磁的方法による議決権行使に関する手続の明確化のため、 規約第13条第3項及び第4項として規定を新設するものであります。
 - ③ 「租税特別措置法」改正により不要となった規約第24条第1項の削除を行うと共に、同法上の「適格機関投資家」の定義の改正及び「配当可能所得の金額」に係る今後の法改正に備えて、規約第30条第3項及び規約第32条第1項(2)における規定の整備を行うものであります。
 - ④ 資産評価の方法に関する規約第28条及び金銭の分配方針に関する規約第32条第1項(1)における会計及び評価に関し、字句の修正及び規定を整備するものであります。
 - ⑤ 金銭の分配に関する事務処理の円滑化を図るため、規約第32条第2項において除

斥期間に関する規定を新設するものであります。

⑥ 上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更及び明確化並びに条数の整備等を行 うものであります。

(2) 第2号議案 規約一部変更の件(その2)

当投資法人より資産運用会社に支払う取得報酬につき、規約第37条において、取得の相手方が資産運用会社の株主及びその連結対象会社の場合とそれ以外の者からの取得の場合とで異なる料率を設定しておりますところ、今般、当該取得報酬につき、過去の実績等を踏まえ、その料率の上限を売買代金の1.0%から0.5%に低減させると共に、取得の相手方により異なる料率とする現在の枠組みを廃止し一元化するものであります。近年の会計基準の変更等により、特に取得の相手方が資産運用会社の株主の連結対象会社に該当するか否かの判断が困難な場合もある状況に鑑み、取得報酬の料率を一元化することが適切と判断し変更するものであります。

(規約一部変更に関する議案の詳細につきましては、参考資料「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。)

2. 役員選任の主な内容

執行役員山碕建人及び監督役員日下部健司、岡野谷知弘の両氏は、平成 21 年 5 月 10 日をもって任期満了となるため、平成 21 年 3 月 17 日に開催される当投資法人の第 5 回投資主総会に、執行役員 1 名選任及び監督役員 2 名選任に係る議案を提出いたしま す。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、荒畑和彦を補欠執行役員として選任する旨の議案を提出いたします。なお、上記補欠執行役員候補者は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。

(役員選任に関する議案の詳細につきましては、参考資料「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照願います。)

3. 投資主総会等の日程

平成21年2月9日 第5回投資主総会提出議案の役員会承認 平成21年2月23日 第5回投資主総会招集通知の発送(予定) 平成21年3月17日 第5回投資主総会開催(予定)

以上

参考資料 (添付)

第5回投資主総会招集ご通知

本資料は、兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

投資主各位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 ジャパンリアルエステイト投資法人 執行役員 山 碕 建 人

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、当投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くだ さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成21年3月16日(月曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条第1項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

※規約第14条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。) について賛成したものとみなします。」

記

- 1.日時平成 21 年 3 月 17 日 (火曜日) 午前 10 時2.場所東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 1 号
- 2.場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号 東京會舘 12 階「ロイヤルルーム」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件(その1)

第2号議案 規約一部変更の件(その2)

第3号議案 執行役員1名選任の件

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

第5号議案 監督役員2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使 書面とともに、代理権を証する書面をご提出ください。

以上

- 【お願い】◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出 くださいますようお願い申し上げます。
- 【ご案内】

 ②投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

 投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、
 修正後の事項を当投資法人のホームページ(http://www.j-re.co.jp/)に掲載いたします。
 - ◎当日は、投資主総会終了後、同会場におきまして、当投資法人の資産運用会社であるジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社が、当投資法人の運用状況等に関する説明会を開催いたします。ご多忙と存じますが、ご参加いただければ幸いです。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

- 第1号議案 規約一部変更の件(その1)
- 1. 変更の理由
 - ① 以下の法令改正及び施行に伴い、規約全般につき、関係法令との字句の統一、 規定の整備・変更等を行うものであります。
 - ・「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 19 年 9 月 30 日施行) による「証券取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の整備・改正
 - ・「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の 一部を改正する法律」(平成21年1月5日施行)による、いわゆる「投資証券の 電子化」の施行
 - ② 投資主の皆様による電磁的方法による議決権行使に関する手続の明確化のため、 規約第13条第3項及び第4項として規定を新設するものであります。
 - ③ 「租税特別措置法」改正により不要となった規約第24条第1項の削除を行うと 共に、同法上の「適格機関投資家」の定義の改正及び「配当可能所得の金額」に 係る今後の法改正に備えて、規約第30条第3項及び規約第32条第1項(2)に おける規定の整備を行うものであります。
 - ④ 資産評価の方法に関する規約第28条及び金銭の分配方針に関する規約第32条第1項(1)における会計及び評価に関し、字句の修正及び規定を整備するものであります。
 - ⑤ 金銭の分配に関する事務処理の円滑化を図るため、規約第32条第2項において 除斥期間に関する規定を新設するものであります。
 - ⑥ 上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更及び明確化並びに条数の整備等を 行うものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

	(変更箇所は下線の部分であります。)		
現行規約	変更案		
(投資口取扱規 <u>定</u>)	(投資口取扱規程)		
第7条 この投資法人の発行する投資証券の種類 並びに投資主名簿への記載又は記録、実	第7条 この投資法人の投資主名簿への記載又は 記録その他投資口に関する手続は、役員		
質投資主通知の受理 その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規	会の定める投資口取扱規 <u>程</u> によるものと します。		
<u>定</u> によるものとします。			
(招集の公告、通知)	(招集の公告、通知)		
第10条 投資主総会を招集するには、会日から2	第10条 投資主総会を招集するには、執行役員は、		
月前までに会日を公告し、会日から2週	投資主総会の日の2月前までに当該日を		
間前までに各投資主に対して通知しま	公告し、当該日の2週間前までに、投資		
す。	主に対して、書面をもってその通知を発		
(分元英)	することとします。		
(決議) 第 10 条 (記掛火廠)	(決議)		
第12条 (記載省略)	第12条 (現行のとおり)		
2. 投資主は、議決権を有する他の投資主1	2. 投資主は、議決権を有する他の投資主1		
名 <u>に委託して</u> その議決権を行使すること	名 <u>を代理人として</u> その議決権を行使する		
ができます。	ことができます。		
(<u>書面による</u> 議決権の行使) 第13条 (記載省略)	(議決権の行使) 第13条 (現行のとおり)		
(記載省略) 2. (記載省略)	第13 朱		
(新設)	3. この投資法人は、役員会の決議をもって、		
(A) BX)	投資主総会に出席しない投資主が電磁的		
	方法により議決権を行使することができ		
	る旨を定めることができるものとしま		
	す。		
(新 設)	4. 電磁的方法によって行使した議決権の数		
(49) (42)	は、出席した投資主の議決権の数に算入		
	します。		
(みなし賛成)	(みなし賛成)		
第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、	第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、		
議決権を行使しないときは、当該投資主	議決権を行使しないときは、当該投資主		
はその投資主総会に提出された議案(複	はその投資主総会に提出された議案(複		
数の議案が提出された場合において、こ	数の議案が提出された場合において、こ		
れらのうちに相反する趣旨の議案がある	れらのうちに相反する趣旨の議案がある		
ときは、当該議案のいずれをも除きま	ときは、当該議案のいずれをも除きま		
す。)について賛成 <u>した</u> ものとみなしま	す。)について賛成 <u>する</u> ものとみなしま		
す。	<u></u>		
2. (記載省略)	2. (現行のとおり)		
(基準日)	(基準日)		
第15条 この投資法人は、役員会の決議により、	第15条 この投資法人は、役員会の決議により、		
予め公告して、一定の日における投資主	予め公告して、一定の日における投資主		
名簿 (実質投資主名簿を含みます。以下	名簿に記載又は記録されている投資主を		
同じ。) に記載又は記録されている投資主	もって、投資主総会において権利を行使		
をもって、投資主総会において権利を行	すべき投資主とするものとします。		
使すべき投資主とするものとします。			
(役員会の招集及び議長)	(役員会の招集及び議長)		
第 20 条 (記載省略)	第20条 (現行のとおり)		
2. (記載省略)	2. (現行のとおり)		
3. (記載省略)	3. (現行のとおり)		
4. 役員会を招集するには、会日より3日前	4. 役員会を招集する者は、役員会の日の3		
までに各執行役員及び監督役員にその通	日前までに各執行役員及び監督役員に対		
知を発することとします。但し、緊急の	してその通知を発することとします。但		
必要がある場合には、更にこれを短縮す	し、緊急の必要がある場合には、更にこ		
ることができます。	れを短縮することができます。		
(役員会の運営) 第21条 役員会に関しては、この規約に規定する	(役員会の運営) 第21条 役員会に関しては、この規約に規定する		

現行規約	変更案
もののほか、役員会の定める役員会規 <u>定</u>	もののほか、役員会の定める役員会規程
によるものとします。	によるものとします。
(投資態度)	(投資態度)
第24条 この投資法人は、資産の総額のうちに占	第 24 条 (削 除)
める不動産、不動産の賃借権、地上権、	
信託の受益権(不動産、地上権若しくは 土地の賃借権のみを信託する信託に係る	
ものに限ります。)及び匿名組合出資持分	
(その出資された財産を不動産、地上権	
若しくは不動産の賃借権のみに運用する	
ことを定めた匿名組合契約に係るものに	
限ります。)の価額の割合として財務省令	
で定める割合を 100 分の 75 以上となるよ	
うに運用します。	
2. (記載省略)	(現行のとおり)
3. (記載省略)	<u>2</u> . (現行のとおり)
<u>4</u> . (記載省略) 5. (記載省略)	<u>3</u> . (現行のとおり) 4. (現行のとおり)
<u>5</u> . (記載省略) (資産運用の対象とする資産の種類)	4. (現行のとおり) (資産運用の対象とする資産の種類)
第 25 条 (記載省略)	(員座連用の対象とりる員座の種類) 第 25 条
2. (記載省略)	2. (現行のとおり)
(1) (記載省略)	(1) (現行のとおり)
(2) (記載省略)	(2) (現行のとおり)
(3) (記載省略)	(3)(現行のとおり)
(4) 不動産、 <u>土地</u> の賃借権若しくは地上	(4) 不動産、 <u>不動産</u> の賃借権若しくは地
権を信託する信託の受益権(不動産	上権を信託する信託の受益権(不動
に付随する金銭と合わせて信託する	産に付随する金銭と合わせて信託す
包括信託を含みますが、投信法にお	る包括信託を含みます。)
いて定義される有価証券(以下「有価 証券」といいます。)に該当するもの	
を除きます。)	
(5) 不動産、不動産の賃借権若しくは地	(5) 不動産、不動産の賃借権若しくは地
上権に対する投資として運用するこ	上権に対する投資として運用するこ
とを目的とする金銭の信託の受益権	とを目的とする金銭の信託の受益権
(有価証券に該当するものを除きま	
<u></u>	
(6) (記載省略)	(6) (現行のとおり)
3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を 超える額を不動産等に投資することを目	3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を 超える額を不動産等に投資することを目
したる領を不動産寺に投資することを目 的とする次に掲げるものをいいます。	
HIC F DIXICINITY DOVE VIVICE FO	る証券が発行されていない場合を含みま
	す。) をいいます。
(1) (記載省略)	(1) (現行のとおり)
(2) (記載省略)	(2) (現行のとおり)
(3) (記載省略)	(3)(現行のとおり)
(4) (記載省略)	(4)(現行のとおり)
4. (記載省略)	4. (現行のとおり)
(1) 有価証券(但し、 <u>株券</u> を除きます。)	(1) 有価証券(投信法において定義され
	る「有価証券」をいいます。但し、
	本条第2項ないし第4項で明記され るものを除きます。以下同じ。)
(2) (記載省略)	<u>るもの</u> を除さまり。 <u>以下问し。</u>) (2)(現行のとおり)
(3) 金融デリバティブ取引(投信法施行	(2) (焼1のとおり) (3) デリバティブ取引に係る権利(投信
令に定めるものをいいます。)に係る	法施行令に定めるものをいいます。)
権利	<u> </u>
(4) 株券(但し、第23条に定める資産運	(4) 株券(権利を表示する有価証券が発
用の基本方針のため必要又は有用と	行されていない場合を含みます。但
認められる場合に投資できるものと	し、第23条に定める資産運用の基本
します。)	方針のため必要又は有用と認められ
	る場合に投資できるものとします。)

現行規約

(記載省略)

(投資制限)

(投資制限) 第 26 条 (記載省略)

> 2. 前条第4項第3号に掲げる金融デリバテ ィブ取引に係る権利は、この投資法人に 係る負債から生じる金利変動リスクその 他のリスクをヘッジすることを目的とし た運用に限るものとします。

第26条 (現行のとおり)

2. 前条第4項第3号に掲げるデリバティブ取 引に係る権利は、この投資法人に係る負債 から生じる金利変動リスクその他のリスク をヘッジすることを目的とした運用に限る ものとします。

変更案

(現行のとおり)

(資産評価の方法、基準及び基準日)

第28条

(記載省略)

- (1)(記載省略) (2)
- 第25条第2項第4号から第6号まで に定める信託の受益権及び不動産に 関する匿名組合出資持分 信託財産 又は匿名組合の構成資産が不動産の 場合は第1号に従った評価を、金融 資産の場合は一般に公正妥当と認め られる企業会計の基準に従った評価 をした上で、これらの合計額から負 債の額を控除して当該匿名組合出資 持分相当額又は信託の受益権の持分 相当額を算定した価額とするものと します。
- (3)第25条第3項に定める不動産等を主 たる投資対象とする資産対応証券 当該有価証券の市場価格がある場合 には、市場価格に基づく価額(取引 所における取引価格、証券業協会等 が公表する価格、これらに準じて随 時、売買換金等を行うことができる 取引システムで成立する取引価格を いいます。以下同じ。)を用いるもの とします。市場価格がない場合には、 合理的に算定された価額により評価 するものとします。但し、優先出資 証券については、上記のような市場 価格及び合理的に算定された価格が ない場合には取得原価で評価するこ とが出来るものとします。
- (4)(記載省略)
- (5)(記載省略)
- (6) 第25条第4項第3号に定める金融デ リバティブ取引に係る権利 取引所 に上場しているデリバティブ取引に より生じる債権及び債務は、当該取 引所の最終価格(終値、終値がなけれ ば気配値(公表された売り気配の最 安値又は買い気配の最高値、それら がともに公表されている場合にはそ れらの仲値))を用います。同日にお いて最終価格がない場合には同日前 直近における最終価格を用います。 取引所の相場がない非上場デリバテ ィブ取引により生じる債権及び債務 は、市場価格に準ずるものとして合 理的に算定された価額が得られれば その価額とします。公正な評価額を 算出することが極めて困難と認めら れるデリバティブ取引については、

(資産評価の方法、基準及び基準日)

第28条 (現行のとおり)

- (1)(現行のとおり)
- (2)第25条第2項第4号から第6号まで に定める信託の受益権及び不動産に 関する匿名組合出資持分 信託財産 又は匿名組合の構成資産が不動産の 場合は第1号に従った評価を、金融 資産の場合は一般に公正妥当と認め られる企業会計の慣行に従った評価 をした上で、これらの合計額から負 債の額を控除して当該匿名組合出資 持分相当額又は信託の受益権の持分 相当額を算定した価額とするものと します。
- (3)第25条第3項に定める不動産等を主 たる投資対象とする資産対応証券 当該有価証券の市場価格がある場合 には、市場価格に基づく価額(取引 所における取引価格、認可金融商品 取引業協会等が公表する価格、これ らに準じて随時、売買換金等を行う ことができる取引システムで成立す る取引価格をいいます。以下同じ。) を用いるものとします。市場価格が ない場合には、合理的に算定された 価額により評価するものとします。 但し、優先出資証券については、上 記のような市場価格及び合理的に算 定された価格がない場合には取得原 価で評価することが出来るものとし ます。
- (4)(現行のとおり)
- (現行のとおり) (5)
- (6) 第25条第4項第3号に定めるデリバ ティブ取引に係る権利 取引所に上 場しているデリバティブ取引により 生じる債権及び債務は、当該取引所 の最終価格(終値、終値がなければ気 配値(公表された売り気配の最安値 又は買い気配の最高値、それらがと もに公表されている場合にはそれら の仲値))を用います。同日において 最終価格がない場合には同日前直近 における最終価格を用います。取引 所の相場がない非上場デリバティブ 取引により生じる債権及び債務は、 市場価格に準ずるものとして合理的 に算定された価額が得られればその 価額とします。公正な評価額を算出 することが極めて困難と認められる デリバティブ取引については、取得

現行規約

取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

- (7) 上記に定めがない場合には、一般に 公正妥当と認められる会計<u>基準</u>に従った評価額をもって評価します。
- 2. (記載省略)
- (1) 第25条第2項に定める不動産、不動 産の賃借権及び地上権 <u>収益還元法</u> により求めた価額
- (2) 第25条第2項第4号から第6号まで に定める信託の受益権及び不動産に 関する匿名組合出資持分 信託財産 又は匿名組合の構成資産が不動産の 場合は第1号に従った評価を、金融 資産の場合は一般に公正妥当と認め られる企業会計の基準に従った評価 をした上で、これらの合計額から自 債の額を控除して当該匿名組合出資 持分相当額又は信託受益権の持分相 当額を算定した価額とするものとし ます。
- 3. (記載省略)

(借入金及び投資法人債)

- 第30条 (記載省略)
 - 2. (記載省略)
 - 3. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>証券</u>取 引法に規定する適格機関投資家に限るも のとします。
 - 4. (記載省略)

(金銭の分配の方針)

第32条 (記載省略)

- (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に準拠して計算されるものとします。
- (2) 利益の金額を限度として金銭の分配を行う場合には、当該営業期間の租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとします。
- (3) (記載省略)
- (4) (記載省略)
- (5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、決算日における最終の投資主名簿の投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の口数に応じて行います。

変更案

価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められる的については、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

- (7) 上記に定めがない場合には、一般に 公正妥当と認められる会計<u>慣行</u>に従った評価額をもって評価します。
- 2. (現行のとおり)
- (1) 第25条第2項に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 <u>原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に</u>基づく評価額
- (2) 第25条第2項第4号から第6号まで に定める信託の受益権及び不動産に 関する匿名組合出資持分 信託財産 又は匿名組合の構成資産が不動産の 場合は第1号に従った評価を、金融 資産の場合は一般に公正妥当と認め られる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価 をした上で、これらの合計額から負 債の額を控除して当該匿名組合出資 持分相当額又は信託受益権の持分相 当額を算定した価額とするものとし ます。
- 3. (現行のとおり)

(借入金及び投資法人債)

- 第30条 (現行のとおり)
 - 2. (現行のとおり)
 - 3. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>金融商品</u>取引法に規定する適格機関投資家<u>(租税特別措置法第67条の15に規定する機関投資家に限る。)に限るものとします。</u>
 - 4. (現行のとおり)

(金銭の分配の方針)

第32条 (現行のとおり)

- (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して計算されるものとします。
- (2) 利益の金額を限度として金銭の分配を行う場合には、当該営業期間の租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」(法令改正により当該規定に変更があった場合には、変更後の規定とする。)の90%に相当する金額を超えるものとします。
- (3) (現行のとおり)
- (4) (現行のとおり)
- (5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、決算日における最終の投資主名簿<u>に記載又は記録のある投</u>資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の口数に応じて行います。

現行規約	変更案		
(新 設)	2. 第1項に基づく分配金は、その支払開始		
	の日から満3年を経過したときは、この		
	投資法人はその支払いの義務を免れるも		
	のとします。なお、未払分配金には利息		
	<u>は付さないものとします。</u>		
第8章 投資信託委託業者、資産保管会社及び	第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事		
一般事務受託者	務受託者		
(資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の	(資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の		
委託)	委託)		
第36条 この投資法人は、投信法に基づき、資産	第36条 この投資法人は、投信法に基づき、資産		
の運用に係る業務を <u>投資信託委託業者</u>	の運用に係る業務を <u>資産運用会社</u> へ、資		
へ、資産の保管に係る業務を資産保管会	産の保管に係る業務を資産保管会社へ委		
社へ委託します。この投資法人は、資産	託します。この投資法人は、資産の運用		
の運用及び保管に係る業務以外の業務に	及び保管に係る業務以外の業務に係る事		
係る事務で投信法により第三者に委託し	務で投信法により第三者に委託しなけれ		
なければならないとされる事務について	ばならないとされる事務については第三		
は第三者へ委託します。	者へ委託します。		
(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の支払	(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに		
いに関する基準)	関する基準)		
第37条 投資信託委託業者に対する資産運用報酬	第37条 資産運用会社に対する資産運用報酬は、		
は、期間報酬、インセンティブ報酬、取	期間報酬、インセンティブ報酬、取得報		
得報酬、譲渡報酬から構成されます。そ	酬、譲渡報酬から構成されます。それぞ		
れぞれの報酬の計算方法と支払時期は、	れの報酬の計算方法と支払時期は、以下		
以下の通りです。	の通りです。		
(記載省略)	(記載省略)		
(成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者の	(成立時の資産の運用を行う資産運用会社の名称		
名称及び住所)	及び住所)		
第38条 この投資法人の成立時の資産の運用を行	第38条 この投資法人の成立時の資産の運用を行		
う 投資信託委託業者の名称及び住所は以	う <u>資産運用会社</u> の名称及び住所は以下の		
下の通りです。 資産運用会社 ジャパンリアルエステイ	通りです。 資産運用会社 ジャパンリアルエステイ		
	賃 性 単		
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
	(削除)		
1 HI WI	(日)[环]		
この規約中、短期投資法人債に係る部分について			
は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18			
年法律第65号)第5条の施行日から有効となるもの			
とします。			

第2号議案 規約一部変更の件(その2)

1. 変更の理由

当投資法人より資産運用会社に支払う取得報酬につき、規約第37条において、取得の相手方が資産運用会社の株主及びその連結対象会社の場合とそれ以外の者からの取得の場合とで異なる料率を設定しておりますところ、今般、当該取得報酬につき、過去の実績等を踏まえ、その料率の上限を売買代金の1.0%から0.5%に低減させると共に、取得の相手方により異なる料率とする現在の枠組みを廃止し一元化するものであります。近年の会計基準の変更等により、特に取得の相手方が資産運用会社の株主の連結対象会社に該当するか否かの判断が困難な場合もある状況に鑑み、取得報酬の料率を一元化することが適切と判断し変更するものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現行規約				亦再安	
		-	変更案		
(記載省略)		Ι.	(第1号議案記載のとおり)		
第 37 条	(記載省略)	Ē	第37条 (第1号議案記載のとおり)		
報酬	計算方法と支払時期		報酬	計算方法と支払時期	
期間報酬	(記載省略)		期間報酬	(現行のとおり)	
インセン	(記載省略)		インセン	(現行のとおり)	
ティブ			ティブ		
報酬			報酬		
取得報酬	第25条第2項第1号から第5号ま		取得報酬	第25条第2項第1号から第5号ま	
	でに定める不動産等の特定資産を			でに定める不動産等の特定資産を	
	取得した場合において、その売買			取得した場合において、その売買	
代金 (建物に係る消費税及び地方 消費税相当分を除きます。以下同 じ。)に 1.0%を上限とする料率を 乗じて得た金額。但し、資産運用 会社の株主及びその連結対象会社				代金(建物に係る消費税及び地方	
				消費税相当分を除きます。以下同	
			じ。) に 0.5%を上限とする料率を		
				乗じて得た金額。	
				支払時期は、当該資産を取得した	
	からの取得の場合は、その売買代			日(所有権移転等の権利移転の効	
	金に 0. 25% を乗じて得た金額。			果が発生した目)の月末から3ヶ	
	支払時期は、当該資産を取得した			月以内とします。	
	日(所有権移転等の権利移転の効			7,01,1000,10	
	果が発生した日)の月末から3ヶ	Ш			
	月以内とします。				
譲渡報酬	(記載省略)	1 -	譲渡報酬	(現行のとおり)	
1次1次刊10川	(Haily Livery	L	时以大手以目列	()= () () ()	
	(記載省略)			(現行のとおり)	

第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員山碕建人は、平成 21 年 5 月 10 日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成 21 年 5 月 11 日から 2 年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成21年2月9日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

昭和 38 年 4 月 三菱地所株式会社入社 昭和 59 年 6 月 同社社長室企画部長 昭和 61 年 10 月 同社名古屋支店長 平成 3 年 6 月 同社取締役名古屋支店長 平成 4 年 6 月 同社取締役社長室関連事業部長 平成 7 年 6 月 同社常務取締役 東成 9 年 6 月 同社常務取締役 東成 11 年 4 月 同社常務取締役、三菱地所ホーム株式会社取締役 社長兼職 平成 13 年 4 月 三菱地所株式会社取締役(常務待遇) 平成 13 年 4 月 三菱地所株式会社取締役社長退任 平成 15 年 6 月 三菱地所株式会社顧問 株式会社アクアシティ(現三菱地所リテールマネジメント株式会社) 取締役社長兼職 平成 17 年 5 月 当投資法人執行役員就任 平成 17 年 6 月 宋式会社平のアシティ取締役社長退任 平成 19 年 6 月 三菱地所株式会社顧問退任	氏 名 (生年月日)	略歴並びに当投資法人における地位及び担当		所有する 当投資法人の 投資口数
(現在に至る)		昭和59年6月 昭和61年10月 平成3年6月 平成成4年6月 平成成6年6月 平成成7年6月 平成 11年4月 平成 12年4月 平成成15年6 平成成15年6 平成17年6月	同社社長室企画部長 同社和新役名古屋支店長 同社取締役名古屋支店長 同社取締役社長室関連事業部長兼海外事業部長 同社取締役社長室関連事業部長兼海外事業部長 同社常務取締役 同社常務取締役、三菱地所ホーム株式会社取締役 社長兼職 三菱地所株式会社取締役(常務待遇) 同社取締役(専務待遇) 三菱地所ホーム株式会社取締役社長退任 三菱地所株式会社顧問 株式会社アクアシティ(現三菱地所リテールマネ ジメント株式会社)取締役社長兼職 当投資法人執行役員就任 株式会社アクアシティ取締役社長退任 三菱地所株式会社顧問退任	ОП

注:候補者は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。 候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成21年2月9日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

氏 名 (生年月日)	略歴		所有する 当投資法人の 投資口数
荒 畑 和 彦 (昭和 28 年 8 月 9 日)	昭和51年4月 平成2年7月 平成8年6月 平成11年4月 平成15年4月 平成16年4月 平成17年4月	住友商事株式会社入社 三菱地所株式会社入社 パートナー事業部 三菱地所ニューヨーク株式会社出向 執行副社長 MEC UK 社出向 取締役副社長 三菱地所投資顧問株式会社出向 専務取締役 同社取締役社長 三菱地所株式会社 資産開発事業本部資産開発企画部長 ジャパンリアルエステイトアセット マネジメント株式会社出向 代表取締役社長就任(現職) (現在に至る)	ОП

注:候補者は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイト アセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。

候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監督役員2名選任の件

監督役員日下部健司、岡野谷知広の両氏は、平成21年5月10日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成21年5月11日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

	### P +>	C 49 / C 6/ / 55 / 6		
候諸 番 号		略歴並びに当投資法人における地位及び担当		所有する 当投資法人の 投資口数
1	日下部健司 (昭和38年8月28日)	昭和 63 年 6 月 同協会退 平成元年 10 月 太田昭和 人)入所 平成 8 年 7 月 同監査法 平成 8 年 9 月 日下部公	型監査法人(現新日本有限責任監査法 法人退所 認会計士事務所設立(現職) 法人監督役員就任	ОП
2	岡 野 谷 知 広 (昭和32年10月28日)	河村法律	録(東京弁護士会) 事務所入所(現職) :人監督役員就任	ОП

注:各候補者は、他の会社(資産の流動化等の特定の目的のために設立された法人等は除きます。)の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。なお、監督役員候補者日下部健司氏は、資産の流動化等の特定の目的のために設立された法人等の代表者を兼務しております。

各候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

その他の参考事項

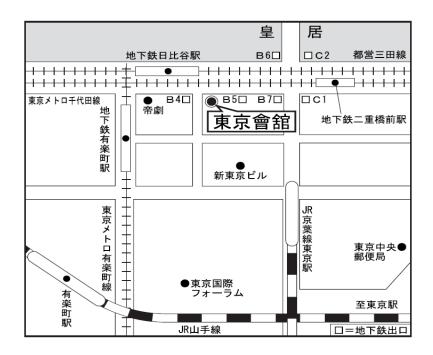
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、当投資法人の規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号 東京會舘 12階「ロイヤルルーム」 電話 03-3215-2111 (大代表)



交通のご案内

- ・JR 東京駅 丸の内南口より徒歩10分 京葉線東京駅 出口6より徒歩5分 有楽町駅 国際フォーラム側口より徒歩5分
- ・地下鉄 東京メトロ千代田線 二重橋前駅 東京メトロ有楽町線 有楽町駅 地下連絡B4・ 都営三田線 日比谷駅 B5出口